

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成28年7月4日付けで提出された栗東市職員措置要求について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月2日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 上田 忠博

栗東市職員措置要求にかかる監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨（原文のとおり）

栗東市長である野村昌弘は、公費を使って、「男女共同参画社会」づくりに全く逆行するチラシ・ポスターを作成して市民に配布した。これは不当で違法な支出であるため、監査委員は、野村昌弘 栗東市長に対して、以下の三点を勧告されたい。

栗東市長に関する措置請求の要旨

- ①「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターを回収して処分すること。
- ②印刷にかかった費用を栗東市へ弁償すること。
- ③このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すること。

【本請求の理由】

本請求の理由について以下記述する。

栗東市教育委員会は、「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターの作成のために平成26年度から28年度にかけて、印刷にかかる費用を支出している。また、このチラシ・ポスターのデザインは、平成26年度に学校教育課、生涯学習課などで作る「子育てのための指針」作成部会で作成したものである。

これに先立ち国は、男女共同参画社会基本法に基づき、公的広報においては、男女共同参画の視点を入れるべきだとして、平成15年に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」（内閣府男女共同参画局）を公表して、男女を固定的なイメージで描くことのないようにと戒めている。

栗東市では、「栗東市「女と男の共同参画プラン（第5版）」において、重点課題の「基本目標1」に「男女の人権の尊重と意識づくり」があげられ、その(1)では「男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進」が掲げられている。そして「広報やホームページ等に

おける記事掲載、その他啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検の徹底を推進します」と明記している。

ところが、この「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターは、男女共同参画の視点からきわめて問題の多いものである。問題点を次に指摘する。

●女の子と男の子の対比

イラストの女の子は「ありがとう」と言い、物の授受、小さい子の面倒をみるシーンに描かれている。他方、男の子の描かれたシーンは、「世の中に出て恥をかかないためのマナー」として描かれている「物を大切に」という絵を除いて、走ったり発言したりの積極性が強調されている。また女の子の描かれたシーンに添えられた言葉は、「ぬくもり」「思いやり」「感謝」「丁寧」「人を大切に」なのに対して、男の子のイラストに添えられた言葉は、「元気」「自分から」「守る」「がんばれる力」「恥」「自分を大切に」である。

この描き分けは「やさしく家庭的な女の子」「元気で社会的な男の子」というステレオタイプのジェンダー表現であり、固定的な性別役割期待の表現とみなしうる。

●家族の描かれ方

家族5人の食事風景が描かれ、新聞を読む父親、社会の規範を教える父親とスポーツ活動に付き添って子どもを慰める母親が描かれている。

この表現は、家族成員が5人というきわめて古い家族像のもとに、社会のルールを教える父親、子どもにやさしい母親という、これまたステレオタイプのジェンダー表現となっており、固定的な性別役割期待とみなしうる。

総じてこのチラシ・ポスターは、本来の趣旨が家庭教育の重要性を訴求するものとはいえ、古い時代の家族像を前提とした、固定的なジェンダー、性別役割期待を推奨するものとして受け取られる内容となっている。そして、こうしたチラシ・ポスターを作製配布することは、現代の日本社会において推し進められている男女共同参画社会の実現へ向けた取り組みからして、その趣旨に真っ向から逆行するものと言わざるをえない。

現代社会の現実には、元気で社会的な「女の子」、やさしく家庭的な「男の子」もいる。また、社会的に活動している厳しい母親もいるし、家事育児に取り組むやさしい父親もいる。そして、父子家庭、母子家庭が存在するのは当然である。このチラシ・ポスターは、そうした諸々の事実に対しての配慮を欠くものであり、旧来のジェンダーに固執しつつ、男女や家庭を固定的に描き理想像としている点で、差別的表現を含んでいるとも言える。

市役所において、「男女共同参画社会」づくり（男女共同参画社会基本法）の視点から十分な検討がなされないまま、このようなチラシ・ポスターの印刷配布がなされたのは、違法・不当な公金の支出である。そして、この啓発事業によって、栗東市民が、男女共同参画社会基本法の趣旨からみて、まったく有害な宣伝チラシ・ポスターの印刷費用を税金から負担させられ、被害を被ったことは明白である。

そこで冒頭述べた通り、野村昌弘市長は、このチラシ・ポスターを回収処分するとともに、その責任を取って、印刷費用を栗東市に弁償したうえで、再発防止のための職員研修を実施すべきである。

これまでの論述の事実証明書ならびに参考資料として、以下 5 点の書類を添付する。

- ① 当該のチラシ
- ② チラシ・ポスターにかかわる公費支出を証明する書類
- ③ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」（平成 15 年 3 月）
- ④ 自治振興課男女共同参画担当とのやりとりメール
- ⑤ 早川洋行「ジェンダーと現代一性の束縛からの解放」船津衛・山田真茂留・浅川達人編『21 世紀とは何か』恒星社厚生閣

事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

2 請求人

栗東市 早川洋行

3 請求のあった日

平成 28 年 7 月 4 日

第 2 請求書の受理

本件請求は、平成 28 年 7 月 4 日に提出され、同日受付け、平成 28 年 7 月 13 日に地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 28 年 8 月 4 日に陳述の機会を設け、監査委員事務局において、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

2 関係職員の事情聴取

「栗東市子育てのための 12 か条」の作成・印刷に係る対象機関を栗東市教育委員会学校教育課および生涯学習課とし、平成 28 年 8 月 4 日に関係職員から事情聴取を行い、作成経過等の確認を実施した。

第 4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性もしくは不当性についての請求人の主張の要旨

請求人は、栗東市職員措置請求書によると、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、公的広報においては男女を固定的なイメージで描くことなく、男女共同参画の視点を取り入れるべきである。ところが、栗東市教育委員会が作成・印刷した「栗東市子育てのための 12 か条」のチラシ・ポスター（以下、「本件チラシ等」という。）は、現代社会においては多様な男女や家庭が存在するという

事実に対しての配慮に欠け、旧来のジェンダーに固執しつつ、男女や家庭を固定的に描き理想像としている点で差別的表現も含んでいると言える。したがって、本件チラシ等のイラストは、男女共同参画の視点からきわめて問題が多いことから、回収して処分すべきである。

- (2) 栗東市民は、「男女共同参画社会基本法」の趣旨から全く有害な本件チラシ等の印刷費用を税金から負担させられたことになるから、それに要した費用は栗東市へ弁償されるべきである。
- (3) 栗東市は、このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すべきである。

との理由から、本件チラシ等の印刷費用の支出は不当で違法な公金の支出であると主張されていると解されるので、以下これについて判断する。

2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった本件チラシ等の作成・印刷について、監査対象機関である栗東市教育委員会学校教育課および生涯学習課（以下「本件担当課」という。）に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

- (1) 本件担当課は平成 22 年、当時の中学校における「荒れ」を心配して青少年問題協議会よりなされた家庭教育の充実を図る必要や地域教育力の再生、また学校教育の充実についての「提言」を受けて、子供たちの生き方に示唆を与え、若い保護者の子育てのための一助となり、更に、いじめや非行などの問題の根本的な防止を目指し、子供たちの規範意識や道徳心を育て、家庭教育力を向上させるためのものとして、どの子ども、どの家庭でも取り組み実践できるように、「子育てのための 12 か条」を、「青少年育成連絡調整会議」や市教職員全体研修会、教育委員会、また子育てに関係する部署等から意見を聞きながら、試行錯誤の結果、作成したものである。
- (2) 文部科学省発行の平成 28 年 5 月号の「教育委員会月報」には、「栗東市子育てのための 12 か条」がチラシのイラストを含め、これを積極的に評価する形で掲載・紹介されている。またインターネットを通じて、不特定多数の人々にも発信がなされているところ、他市からも、日々の生活習慣からの改善や取り組みが、幼児や子供たちにも理解しやすい形で表現されている等の多くの賞賛の意見が届いている。
- (3) 本件チラシ等の作成は、上記のとおり、青少年問題協議会より提言を受け、園・学校関係だけではなく、家庭・地域や企業が連携し、同じ方向で社会全体での取り組みが必要なことから、賛同団体への説明会等実施しながら取り組んで来た経過がある。その結果、「栗東市女性団体連絡協議会」等、多くの団体からの賛同を得ており、「男女共同参画社会」の実現を阻害しているとの指摘を受けたことはこれまで一度もない。
- (4) 栗東市においては、「男女共同参画」の視点に立った教育の推進が学校教育の場においても実施されている。また、平成 27 年度には「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」が 3 回、「栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会」が 3 回、それぞれ開催されている。
- (5) 本件チラシ等の印刷の発注に際しての財務会計上の手続きは適正に行われている。

3 判断

- (1) 請求人は本件チラシ等の描写図を問題視するが、前記のとおり各方面からこれを積極

的に評価する意見こそあれ、問題点を指摘する意見は一切寄せられていないように、その内容は、一般の社会通念に照らし、後述する本件チラシ等の作成の目的を実現するための表現・方法として社会的に相当な範囲内のものと判断する。これらの描写図は、「人との接し方5か条」においては、やさしく家庭的な女の子や元気で社会的な男の子という区分けではなく、人として大切にしなければならない基本を学ぶための描写図として、また「子どもへの接し方4か条」では、若い保護者の子育てのための家庭における接し方を考えるための描写図として、それぞれ描かれていると認識するのが一般的であり、家庭や地域社会もいっしょになって、心豊かな健全な人材育成に取り組むことを啓発する描写図として一般人の目から見て不自然さは認められず、男女差別的なきわめて問題が多いものとは判断しがたい。

- (2) 「栗東市子育てのための12か条」は、園・学校だけではなく、家庭や地域社会での人との関わりを通して、社会生活を営むためのルールやマナーを身につけることを願い、家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たすとの理念から、「栗東市教育振興基本計画」並びに「第5次栗東市総合計画」に基づき、啓発を促す資料として作成されたものである。したがって、その目的は極めて正当なものであり、その効果においても第4の2で確認したとおり、一定の効果が得られていると認められる。また、印刷に伴う費用については、適正な公金支出の手続きがされており、財務会計上の違法性は認められない。したがって、本件チラシ等の印刷費用の支出は不当で違法な公金の支出とは認められない。
- (3) 一般論として、行政の作成・提供する公的広報は、固定的なイメージや疑惑を招くものであってはならず、「男女共同参画社会」づくりの視点から、十分な検証と、公的広報の作成における研鑽が必要であることに異論はないが、本件において問題となる部分が存しないことは上述したとおりである。

以上のことから、請求人の不当で違法な支出であるとの主張は、これを認めることはできない。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、本件チラシ等の描写図には「男女共同参画社会」づくりの視点から多くの問題点があると指摘するが、第4の3の(1)・(2)で述べたとおり、これらが男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているとは判断しがたい。請求には理由がないものとして、これを棄却する。

一方で、請求人が主張する「男女共同参画社会」づくりについての職員の研鑽と、現代社会における多様な事実に着目しての公的広報に求められる十分な配慮については、一般的な指摘としては傾聴すべきものがあり、貴重な市民の意見として、栗東市長に監査内容を含め報告することとする。